

# 協働まちづくり事業

～元気なまちづくりパートナーを応援します～

協働まちづくり事業は、市民が主役の伊勢崎市を創るため、市民活動団体が市（行政）と協働により、その自主性やアイデア、主体性を尊重しながら事業を実施できる体制づくりを支援し、市民活動団体の活動が萌芽することを主な目的としています。

今年度は、「市民提案型協働まちづくり事業」と新たに「行政提案型協働まちづくり事業」を加えた二本立てとなります。「行政提案型協働まちづくり事業」とは、新しい伊勢崎市が誕生して10周年という節目を迎えるにあたり、絆で結ばれた本市を市内外に強くアピールし、新たな魅力と活力を創り上げる契機となるよう、事業テーマを『伊勢崎市誕生10周年にふさわしい事業』としました。

「地域の課題を解決するため」「誰もが住み良い伊勢崎を創るため」などの事業やイベント、教室を考えている皆さんの《アイデア》と《行動力》をまちづくりに活かしてみませんか？意欲ある企画の提案をお待ちしています！

市民提案型 協働まちづくり事業	行政提案型 協働まちづくり事業
①社会福祉の増進及び市民生活の向上に寄与することを目的とした事業で、公益上必要があると求められるもの	①多くの市民が交流し、伊勢崎市がひとつになれる事業
②市民活動団体の主体性と創意工夫により、新たな地域課題解決に資すると考えられるもの	②本市の魅力を発信できる事業
③市民が自発的に社会貢献活動、地域活動へ参加できる機会を提供するもの	③市民誰もが参加できて10周年記念を祝福できる事業

## 《協働まちづくり事業 説明会》

この事業の募集に関する説明会を開催しますので、申請を検討している団体の方はご参加をお願いいたします。

日時 5月16日（金） 18：30～

場所 緋の郷 市民交流館 第6市民活動室

※説明会に参加される団体の方は、市民活動課までご連絡をお願いいたします。

## 協働まちづくり事業 制度の概要

制度の名称	市民提案型協働まちづくり事業	行政提案型協働まちづくり事業
制度の種別	補助	
事業主体	事業実施団体による主催（原則として団体の事業）	
制度の目的	地域課題を解決するために市民団体が市（行政）と協働しながら、その自主性やアイデア、主体性を尊重しながら事業を実施できる体制づくりを支援することを制度の主な目的とする	
対象団体	市内に在住・在勤、在学するもの3人以上で構成された団体であって、市内を中心に活動し行政機関が当該団体の事務局に参加していない団体。また、新たな公益活動を自主的に行う意欲のある、市民活動団体	
対象事業	市民活動団体が、自主的に地域の課題を解決するために行う事業	伊勢崎市が設定するテーマ「伊勢崎市誕生 10周年にふさわしい事業」に基づき、行う事業
予算総額	30万円	60万円
限度額（補助率）	10万円（補助対象経費の1/2）	30万円
団体数	予算額の範囲で複数	
募集方法	公募	
募集媒体	広報いせさき、ホームページ等	
事業内容の審査	審査委員会・行政	
審査方法	応募団体のプレゼンテーションを5人の審査員により公開審査	
事業の期間	事業年度の範囲にて	
事業報告	実績報告書・事業報告会	

### 補助金交付までの流れ

- ①市民団体の皆さんから市民活動に関する企画を公募します（公共の利益につながり、営利や政治目的でない事業（主に市内で行なわれる事業）  
\*詳しくは制度説明会を開催します
- ②出された企画を公開プレゼンテーションで審査します。審査基準は公益性、主体性、連携性、地域性、具体性、継続性、先駆性、自立性の8項目です
- ③審査結果により、採択された団体が補助金交付申請を申請し、企画提案団体への補助金交付決定を行いません
- ④事業を実施し、実績報告書を提出し補助金を交付します。（完了払い）
- ⑤事業報告会を実施（翌年度事業説明会と同日予定）

### ◆ 本件に関するお問合せ ◆

伊勢崎市市民部市民活動課 伊勢崎市昭和町1712-2

TEL 0270-61-6712 FAX 0270-61-6713

担当 五十嵐・田口

※平成26年度協働まちづくり事業募集要項を市ホームページ、まちづくりプロジェクトからご覧になれます。また、市役所、各支所、各公民館等にも設置します。